

# 熊本県公報

第 1 1 2 7 1 号  
平成 17 年 6 月 8 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告示  
○ 指定居宅サービス事業所等の廃止届……………(高齢者支援総室) 1
- 熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項……………(経営金融課) 1
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 2
- "……………( " ) 2
- 土地改良区役員の就任……………( " ) 3
- 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託落札者決定……………(市町村総室) 3
- 宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施……………(建築課) 3
- 換地計画の適否決定……………(農地建設課) 4
- 掲載依頼
- 道路交通法に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間の一部改正(運転免許課) 4
- 県道路交通規則に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間の一部改正……………( " ) 4
- 初心運転者講習を行わせる指定講習機関の住所等の変更……………( " ) 4
- 運転免許取得者教育の認定の住所等の変更……………( " ) 5
- 教育委員会の会議の開催……………(総務広報課) 7
- 文化財の指定……………(文化課) 7
- 文化財の指定解除……………( " ) 7
- 正誤
- 平成 17 年 5 月 23 日熊本県公告第 418 号中……………(建築課) 8

## 告 示

### 熊本県告示第 743 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成17年6月8日

熊本県知事 潮谷義子

#### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
円満家族倶楽部 熊本市新南部三丁目8番71号	榮泰有限会社	平成17年4月14日
ヘルパーステーションハルタ 荒尾市上井手上人原743番地1	有限会社ハルタリハビリ研究所	平成17年1月31日

### 熊本県告示第 744 号

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成17年6月8日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項  
熊本県中小企業高度化資金貸付要項(平成2年熊本県告示第816号)の一部を次のように改正する。

別表第1の利率(年)の欄中「1.05%」を「0.80%」に改める。

別表第2の地域産業創造基盤整備活性化事業及び商店街整備等活性化支援事業の利率(年)の欄中「1.05%」を「0.80%」に改める。

#### 附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項に基づいて貸し付

けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

公 告

熊本県公告第459号

菊池市旭志村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成17年6月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	石 井 光 幸	菊池市旭志川辺 513-3
"	内 田 孝 男	菊池市旭志麓 518
"	田 中 幸 廣	菊池市旭志伊坂 246
"	三 池 哲 雄	菊池市旭志新明 1617
"	高 宗 弘 幸	菊池市旭志伊萩 1359
"	江 上 秀 俊	菊池市旭志伊萩 593
"	岩 根 廣 嗣	菊池市旭志弁利 203
"	水 上 正 宣	菊池市旭志弁利 1264
"	中 村 鹿 之	菊池市旭志麓 1475
"	藤 野 富 雄	菊池市旭志小原 424
"	有 田 義 巳	菊池市旭志尾足 369
"	清 水 大	菊池市旭志川辺 569
"	石 井 一 孝	菊池市旭志川辺 616
監事	工 藤 總 明	菊池市旭志麓 2516
"	松 永 誓 夫	菊池市旭志尾足 1094
就任		
理事	石 井 光 幸	菊池市旭志川辺 513-3
"	中 尾 正 弘	菊池市旭志伊坂 224
"	三 池 哲 雄	菊池市旭志新明 1617
"	高 宗 和 敏	菊池市旭志新明 2267
"	山 代 正 治	菊池市旭志伊萩 553
"	岩 根 敬 親	菊池市旭志弁利 2643-9
"	水 上 博 吉	菊池市旭志弁利 991
"	森 龍 一	菊池市旭志麓 469
"	谷 田 恭 一	菊池市旭志麓 2556
"	水 谷 新 次	菊池市旭志小原 517
"	芹 川 敬 臣	菊池市旭志尾足 307
"	右 田 松 男	菊池市旭志川辺 685
"	志 垣 孝 徳	菊池市旭志川辺 653
監事	岩 根 洋 一	菊池市旭志麓 236
"	澤 山 三知也	菊池市旭志尾足 929

熊本県公告第460号

熊本市東西屋敷土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成17年6月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	上 田 秀 雄	熊本市護藤町 2151 番地

理事	北野哲雄	熊本市護藤町 2194 番地 2
”	高野繁範	熊本市護藤町 2412 番地
”	下村正則	熊本市護藤町 2805 番地
”	下村孝司	熊本市護藤町 2797 番地
”	井上恵一	熊本市護藤町 2640 番地
”	井上 続	熊本市護藤町 3515 番地
監事	後藤春義	熊本市護藤町 2796 番地
”	中村國昭	熊本市護藤町 3506 番地 2
就任		
理事	河上憲司	熊本市美登里町 335 番地
”	上田恵介	熊本市内田町 75 番地

**熊本県公告第 461 号**

熊本市渡鹿堰土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。

平成 17 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	住所
就任		
理事	林 田 末 廣	熊本市御幸木部二丁目 9 番 16 号

**熊本県公告第 462 号**

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 17 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部市町村総室行政班  
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 17 年 3 月 28 日
- 4 契約の相手方の氏名及び所在地  
財団法人地方自治情報センター  
東京都千代田区一番町 25
- 5 契約に係る契約金額  
87,277,161 円（うち消費税及び地方消費税の額 4,156,055 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号の規定による。

**熊本県公告第 463 号**

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 17 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時  
平成 17 年 6 月 15 日 午後 2 時
- 2 聴聞の場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
- 3 被聴聞者  
名 称 サニー開発